

新型コロナウイルス感染症の影響による国内の移動制限について

令和 3(2021)年 2 月 10 日

学務部よりお知らせします。

新型コロナウイルス感染症については、未だに多くの感染者が発生している状況の中、「緊急事態宣言」が発出・延長されている都道府県があります。

春休みを迎え国内での移動を計画している学生の皆さんにおいては、感染防止対策として本学では以下のとおり移動制限を設けますので、どうかご協力ください。

1. 「緊急事態宣言」が発出されている都道府県への移動

宣言が解除されるまでの間、当該都道府県への不要不急の移動は、原則禁止といたします。

なお、就職活動等でやむを得ず移動する場合は、事前にゼミ担当教員経由で学部長の許可を得てから移動するとともに、帰着してから 2 週間は毎日検温するなど、健康観察を厳重に行ってください。

2. 「緊急事態宣言」が発出されていない地域への移動

感染防止対策を徹底した上で、移動は可能といたしますが、感染者が多数発生している地域への不要不急の移動はできるだけ自粛するようにお願いいたします。

移動した場合、帰着してから 2 週間は、毎日検温するなど健康観察を十分行ってください。

なお、感染リスクが高まる「5 つの場面」は絶対に避けてください。

【5 つの場面】については、以下を参考にしてください

https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf

【都道府県別の感染者数の情報】については、以下を参考にしてください

<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/data/>

学生の皆さんには、色々にご不便をおかけすることになりますが、コロナ感染の状況を鑑み、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上